

京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱

平成19年6月1日制定
平成20年4月1日改正
平成21年1月1日改正
平成21年6月15日改正
平成22年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年5月9日改正
平成31年4月8日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する民間建築物に使用された吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、アスベストの含有調査及び除去等に対する補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトをいう。
- (2) 吹付けアスベスト 平成18年国土交通省告示第1172号（平成18年9月29日）の各号に掲げる吹付け石綿及び含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超える吹付けロックウールをいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項から第4項までに規定する者をいう。
- (4) 含有調査 建築物の吹付け建材についてアスベスト含有の有無及びアスベストの量を分析して調査することをいう。
- (5) 除去等 建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みをいう。
- (6) 実施計画 除去等に関する事業の計画をいう。
- (7) 補助事業 本補助金の交付の対象となる含有調査又は除去等をいう。
- (8) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）の所有者で、補助事業者とする。

- 2 補助対象建築物が区分所有建物である場合は、前項の規定に関わらず、補助対象者は、当該区分所有建物の管理組合の代表者（区分所有法第25条に規定する管理者又は同法第49条に規定する理事をいう。以下同じ。）で、補助事業者とする。
- 3 補助対象建築物が信託法第2条第3項に基づく信託財産である場合は、前2項の規定に関わらず、補助対象者は、信託法第2条第5項に基づく受託者で、補助事業者とする。

（補助対象建築物の基本的要件）

第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること。
- (2) 国又は地方公共団体が所有している建築物でないこと。
- (3) 建築基準法（以下「法」という。）第28条の2の規定について、法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であること。
- (4) 本補助金のほかに、本補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）に対して、公的機関から、直接又は間接に、同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けていない建築物であること。ただし、補助金等の重複受給に当たらないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 当該建築物を継続して使用する予定であること。

（含有調査の補助要件）

第5条 含有調査の補助対象建築物は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) アスベスト含有のおそれがある吹付け建材が、現に存する建築物であること。
 - (2) 過去に含有調査に係る本補助金（以下「含有調査補助金」という。）の交付を受けた建築物でないこと。
 - (3) 補助対象建築物が区分所有建物である場合は、含有調査を実施する旨の決議（区分所有者による集会の決議をいう。以下同じ。）がある建築物であること。
 - (4) 補助対象建築物（区分所有建物を除く。）に共有者がある場合は、含有調査の実施について共有者全員の同意を得ている建築物であること。
- 2 含有調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施しなければならない。ただし、登録規定第2条第4項に規定されている一戸建て等石綿含有建材調査者が実施する調査範囲は、一戸建ての住宅又は共同住宅（長屋を含む。）の住戸の内部に係るものに限る。
 - 3 含有調査は、「建材中の石綿の含有率の分析方法について」（令和3年12月22日付け基発122第18号）及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号厚生労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達）に基づき実施しなければならない。

（除去等の補助要件）

第6条 除去等の補助対象建築物は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 吹付けアスベストが現に存する建築物であること。
- (2) 過去に除去等に係る本補助金（以下「除去等補助金」という。）の交付を受けたものでないこと。
- (3) 除去等の完了により、法第28条の2の規定に適合し、又は吹付け建材からアスベストを飛散させるおそれがなくなること。

- (4) 補助対象建築物が区分所有建物である場合は、除去等を実施する旨の決議がある建築物であること。
- (5) 補助対象建築物（区分所有建物を除く。）に共有者がある場合は、除去等の実施について共有者全員の同意を得ている建築物であること。
- 2 除去等は、建築物石綿含有建材調査者が実施計画を策定のうえ、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものとする。ただし、登録規定第2条第4項に規定されている一戸建て等石綿含有建材調査者が策定する実施計画は、一戸建ての住宅又は共同住宅（長屋を含む。）の住戸の内部に係るものに限る。
- 3 除去等は、次の各号のいずれかに該当する工法により実施するものとする。
- (1) 一般財団法人日本建築センター若しくは一般財団法人ベターリビングが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者が実施する、同審査証明を受けた工法
- (2) 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」又は「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に掲げる工法

（補助対象費用）

第7条 補助対象費用は、補助事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 含有調査補助金 含有調査の補助対象費用（その額が25万円を超える場合は、25万円）
- (2) 除去等補助金 除去等の補助対象費用に3分の2を乗じて得た額（その額が100万円を超える場合は、100万円）
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 含有調査補助金に係る条例第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、含有調査補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助対象建築物の位置図（縮尺2,500分の1程度で、敷地内における補助対象建築物の配置がわかるもの）
- (2) アスベストの含有のおそれがある吹付け建材のある場所を示した補助対象建築物の図面（縮尺200分の1程度の平面図、天井伏図、断面図等）
- (3) 補助対象建築物に存するアスベストの含有のおそれがある吹付け建材の現況写真（1箇所につき異なる角度から撮影した複数枚）又はアスベストの含有のおそれがある吹付け建材が使用されていることを表す設計図書等（仕上げ表、矩計図等）
- (4) 確認済証又は検査済証の写しその他補助対象建築物の建築年代の証明となるもの
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のもの）
- (6) 補助対象建築物が区分所有建物である場合は、含有調査を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類
- (7) 補助対象建築物に共有者がある場合にあつては、含有調査の実施に関する共有者全員の同意書
- (8) 含有調査に係る費用の複数の事業者が作成した見積書（調査を行う建築物の所在地及び要綱第5

条第3項に定める分析方法を明記したもの)

(9) 含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

2 除去等補助金に係る交付申請は、除去等補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

(1) 補助対象建築物の位置図(縮尺2,500分の1程度で、敷地内における補助対象建築物の配置がわかるもの)

(2) 吹付けアスベストが施工された場所を示した補助対象建築物の図面(縮尺200分の1程度の平面図、天井伏図、断面図等)

(3) 補助対象建築物に存する吹付けアスベストの現況写真(箇所ごと)

(4) 含有調査結果を記した書類

(5) 確認済証又は検査済証の写しその他補助対象建築物の建築年代の証明となるもの

(6) 補助対象建築物の登記事項証明書(発行日から3箇月以内のもの)

(7) 補助対象建築物が区分所有建物である場合は、除去等を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類

(8) 補助対象建築物に共有者がある場合にあっては、除去等の実施に関する共有者全員の同意書

(9) 除去等に係る費用の複数の事業者が作成した見積書(除去等を行う建築物の所在地を明記したもの)

(10) 除去等を行う予定の工事施工業者が第6条第3項第1号に定める工法により施工する場合は、当該工法について審査証明を受けていることを証する書面の写し

(11) 実施計画の策定等を行う建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類については、審査を適切に行えると市長が認める書類をもって代えることができる。

(決定の通知)

第10条 条例第12条第1項による通知は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により行う。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業は、条例第12条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日(以下「交付決定通知日」という。)以後に着手しなければならない。

(補助事業の履行期間)

第12条 補助事業者は、交付決定通知日の存する年度の2月末日(以下「完了期日」という。)までに補助事業を完了し、条例第18条による実績報告を行わなければならない。

(交付の条件)

第13条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は費用の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業の全部を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が完了期日までに完了する見込みがなくなったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(変更又は廃止の承認)

- 第14条 補助事業者は、条例第12条第1項に基づく交付の決定後事業の内容に変更が想定されたとき又は事業の廃止を行うときは、速やかに市長と変更内容又は廃止について協議し、必要があれば市長の承認を得なければならない。
- 2 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、変更承認申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 補助金交付決定通知書の写し又は前回変更時の変更事項等審査結果通知書の写し
 - (2) 変更内容に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的に変更がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 補助金の交付予定額に変更を生じない場合
 - (2) 第2条第4号の規定による調査の結果、アスベストの含有がないと判明し、補助対象費用に減額変更が生じた場合
- 4 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業の中止、又は廃止の承認の届出は、事業中止・廃止届出書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 補助金交付決定通知書の写し又は前回変更時の変更事項等審査結果通知書の写し
 - (2) 事業の中止又は廃止に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を認めるときは、その旨を変更事項等審査結果通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 6 市長は、第4項の規定による届出があった場合において、当該内容を認めるときは、その旨を事業中止・廃止承認通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第15条 含有調査に係る条例第18条第1項の規定による報告は、含有調査完了実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 建築物石綿含有建材調査者登録証の写し
 - (2) 含有調査結果を示す書類の写し
 - (3) 含有調査に係る契約書又は注文請書の写し
 - (4) 含有調査に要した費用の明細書の写し
 - (5) 含有調査に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 除去等に係る条例第18条第1項の規定による報告は、除去等完了実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 除去等に係る契約書の写し
 - (2) 除去等に要した費用の明細書の写し

- (3) 除去等に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 除去等の工程が確認できる工事中の写真及び工事完了後の写真
- (5) 除去等の工事後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類
- (6) 実施計画書
- (7) 建築物石綿含有建材調査者登録書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 条例第19条の規定による通知は、補助金額確定通知書（第10号様式）により行う。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の支払いを請求しようとするときは、補助金請求書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 変更事項等審査結果通知書の写し（第13条第2項に規定する申請を行った場合に限る。）
- (3) 補助金額確定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 法令（条例を含む。）及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助事業を実施しなかったとき。
- (3) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったと市長が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

(補則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成22年5月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成22年5月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

含有調査補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、法人名称及び代表者名)
	電話 ー ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定に基づき、次のとおり京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の補助金の交付を申請します。

建物の所有者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）				
建築物の概要	建築物名			建築年月	年 月
	所在地				
	建物用途			延べ面積	m ²
	構 造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造			
	建築基準法で規定する耐火建築物	☐ 耐火要求あり ☐ 耐火要求なし	階数	地上（ ）階 地下（ ）階	
事業費の額	補助対象費用 （※消費税及び地方消費税を除く）		円		
交付申請額	交付申請額（※千円未満切り捨て）		, 000円		
事業の内容	事業開始予定日	年 月 日		事業完了予定日	年 月 日
	施工箇所				
	含有調査を行う予定の事業者名	住 所 会 社 名 代表者名 （調査を担当する建築物石綿含有建材調査者） 氏 名 電話 — — 修了証明書番号			
備 考					

含有調査補助金交付申請書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	補助対象建築物の位置図（縮尺2，500分の1程度で，敷地内における補助対象建築物の配置がわかるもの）
☐	アスベストの含有のおそれがある吹付け建材のある場所を示した補助対象建築物の図面（縮尺200分の1程度の平面図，天井伏図，断面図等）
☐	補助対象建築物に存するアスベストの含有のおそれがある吹付け建材の現況写真（1箇所につき異なる角度から撮影した複数枚）又はアスベストの含有のおそれがある吹付け建材が使用されていることを表す設計図書等（仕上げ表，矩計図等）
☐	確認済証又は検査済証の写しその他補助対象建築物の建築年代の証明となるもの
☐	補助対象建築物の登記事項証明書
☐	補助対象建築物が区分所有建物である場合は，含有調査を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類
☐	補助対象建築物に共有者がある場合にあっては，含有調査の実施に関する共有者全員の同意書
☐	含有調査に係る費用の複数の事業者が作成した見積書（調査を行う建築物の所在地及び要綱第5条第3項に定める分析方法を明記したもの）
☐	含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し
☐	その他市長が必要と認める書類

<記入要領>

※該当する□に，チェック☑を入れてください。

※申請者は，要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

1 建築物の概要

①建築基準法で規定する耐火建築物：建築基準法第27条第1項の規定によるものとします。

2 事業費の額

①事業費の額：含有調査に要する費用としてください。（※分析調査費用を含む。）

3 事業の内容

①施工箇所：室名及び施工部位（壁・天井など）を記入してください。

②建築物石綿含有建材調査者：国土交通省が公示する建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の要件を満たした登録講習機関が実施する講習を修了した者を記入してください。

第2号様式（第9条関係）

除去等補助金交付申請書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の補助金の交付を申請します。						
建築物の概要	建築物名		建築年月	年	月	
	所在地					
	建物用途		延べ面積	㎡		
	構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造				
	建築基準法で規定する耐火建築物	☐ 耐火要求あり ☐ 耐火要求なし	階数	地上（ ）階 地下（ ）階		
事業費の額 （A）	補助対象費用 （※消費税及び地方消費税を除く）		円			
交付申請額	（B）補助基本額（A × 2 / 3） （※千円未満切捨て）		, 000円			
	（C）補助限度額		円			
	交付申請額（B又はCの少ない方の額）		円			
事業の内容	事業開始予定日	年	月	日	事業完了予定日	年 月 日
	施工箇所					
	施工面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	表面の現状					
	分析調査を行った分析機関名	住 所 会 社 名 代表者名 電話 — —				
	除去等を行う予定の施工業者名	住 所 会 社 名 代表者名 電話 — —				
	（実施計画の策定等を行う予定の建築物石綿含有建材調査者） 氏 名 修了証明書番号 勤務先名称 電話 — — 勤務先住所					
	工 事 種 別	☐ 除去 ☐ 封じ込め ☐ 囲い込み				
		☐ 要綱第6条第3項に定める工法で行う工事である。				
	当該事業と併せて実施する工事の有無		☐ 無 ☐ 有（ ）			

除去等補助金交付申請書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	補助対象建築物の位置図（縮尺2，500分の1程度で，敷地内における補助対象建築物の配置がわかるもの）
☐	吹付けアスベストが施工された場所を示した補助対象建築物の図面（縮尺200分の1程度の平面図，天井伏図，断面図等）
☐	補助対象建築物に存する吹付けアスベストの現況写真（箇所ごと）
☐	含有調査結果を記した書類
☐	確認済証又は検査済証の写しその他補助対象建築物の建築年代の証明となるもの
☐	補助対象建築物の登記事項証明書
☐	補助対象建築物が区分所有建物である場合は，除去等を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類
☐	補助対象建築物に共有者がある場合にあっては，除去等の実施に関する共有者全員の同意書
☐	除去等に係る費用の複数の事業者が作成した見積書（除去等を行う建築物の所在地を明記したもの）
☐	除去等を行う予定の工事施工業者が第6条第3項第1号に定める工法により施工する場合は，当該工法について審査証明を受けていることを証する書面の写し
☐	実施計画の策定等を行う建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し
☐	その他市長が必要と認める書類（ ）

<記入要領>

※該当する□に，チェック☑を入れてください。

※申請者は，要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

1 建築物の概要

①建築基準法で規定する耐火建築物：建築基準法第27条第1項の規定によるものとします。

2 事業費の額

①事業費の額：除去等に要する費用としてください。

3 事業の内容

①施工箇所：室名及び施工部位（壁・天井など）を記入してください。

②施工面積：アスベスト含有及びアスベストの含有のおそれのある吹付け材の施工されている部分の面積を記入してください。

③表面の現状：「毛羽立ち」「浮き，剥離」「損傷・欠損」などの状況を記入してください。

④分析機関：平成28年4月13日付け基発0413第3号に定める方法により調査を行った機関名を記入してください。

⑤当該事業と併せて実施する工事の有無：「有」場合は，具体的な工事内容を記してください。

第3号様式（第10条関係）

京都市指令都建安第 号
年 月 日

様

京都市長 門川 大作

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の補助金の交付について、次のとおり決定をしたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

補助対象事業の種別	☐ 要綱第2条第1項第4号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第2条第1項第5号の規定に基づく除去等		
申請者の住所			
申請者の氏名			
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			
事業費の額 (※消費税及び地方消費税を除く)	円		
交付予定額	円		
事業開始予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
交付の条件は次のとおりとする。 (1) 補助金の交付決定額、補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。 (2) 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費（事務費を除く。）の実績額に基づいた額をもって行うものとする。 (3) 補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 ア 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。 イ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。 (4) 補助金を充てる事業の実績報告が要綱第12条の規定による補助事業の履行期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。			

- (5) 補助金を充てた事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の交付金対象事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に係る補助金相当額を算出し、その額を市長に返還すること。
- (6) 補助金を充てた事業が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を当該年度の事業費（事務費を除く。）の実績額から控除することがある。
- (7) 上記(1)から(6)に定めるもののほか、京都市補助金等の交付等に関する条例及び要綱に定めるところによる。

※ここでいう「要綱」とは、京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱をいう。

第4号様式（第14条関係）

（第1面）

変更承認申請書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の承認を申請します。

【変更承認申請を行う事業の概要】

補助金交付決定日 （又は前回の変更事項等審査結果通知日）	年 月 日	補助金交付決定通知書番号 （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号）	京都市指令 都建安第 号
補助対象事業の種別	☐ 要綱第2条第1項第4号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第2条第1項第5号の規定に基づく除去等		
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			

【変更承認申請を行う事項（左欄に変更前の内容、右欄に変更後の内容を記入）】

	変更前の内容	変更後の内容
申請者の住所		
申請者の氏名		
事業費の額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円	円
交付申請額	円	円
変更承認申請を行う理由		

（裏面に続く）

(第2面)

【含有調査の変更の詳細（該当する場合のみ記入）】

該当項目	変更項目	変更内容
☐	施工箇所	
☐	施工面積	約 m ²
☐	含有調査を行う（予定の）事業者名	住 所 会 社 名 代表社名 電話 — — (調査を担当する建築物石綿含有建材調査者) 氏 名 修了証明書番号

【除去等の変更の詳細（該当する場合のみ記入）】

該当項目	変更項目	変更内容
☐	施工箇所	
☐	施工面積	約 m ²
☐	除去等を行う（予定の）施工業者名	住 所 会 社 名 代表者名 電話 — —
☐	実施計画の策定等を行う（予定の）建築物石綿含有建材調査者	氏 名 修了証明書番号 勤務先名称 電話 — — 勤務先住所
☐	工 事 種 別	☐ 除去 ☐ 封じ込め ☐ 囲い込み

【その他変更事項、備考】

--

変更承認申請書記入要領
添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	補助金交付決定通知書の写し又は前回変更時の変更事項等審査結果通知書の写し
☐	変更内容に関する書類
☐	その他市長が必要と認める書類 []

<記入要領>

※該当する□に、チェック☑を入れてください。

※申請者は、要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

第5号様式（第14条関係）

事業中止・廃止届出書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第4項の規定に基づき、次のとおり事業の中止又は廃止を届け出ます。

【現在の補助金交付決定内容】

補助金交付決定日 （又は前回の変更事項等審査結果通知日）	年 月 日	補助金交付決定通知書番号 （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号）	京都市指令 都建安第 号
補助対象事業の種別	☐ 要綱第2条第1項第4号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第2条第1項第5号の規定に基づく除去等		
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			
事業費の額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円		
交付予定額	円		
事業開始（予定）日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日

【届け出る事項】

中止又は廃止の別	☐ 中止 ☐ 廃止	中止又は廃止の予定日	年 月 日
事業再開予定日 （事業の中止の場合のみ）	年 月 日	事業完了予定日 （事業の中止の場合のみ）	年 月 日
事業の中止又は 廃止の理由			
備 考			

事業中止・廃止届出書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	補助金交付決定通知書の写し又は前回変更時の変更事項等審査結果通知書の写し
☐	事業の中止又は廃止に関する書類
☐	その他市長が必要と認める書類 []

<記入要領>

※該当する□に、チェック☑を入れてください。

※申請者は、要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

1 申請する事項

- ①中止又は廃止の別：事業を一時中断する場合は中止を、事業を行わない場合は廃止を選択してください。
- ②事業再開予定日：事業を中止する場合、再開する予定日を記入してください。
- ③事業完了予定日：事業を中止する場合、再開した場合の完了予定期日を記入してください。

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

京都市指令都建安第 号
年 月 日

様

京都市長 門川 大作

変更事項等審査結果通知書

年 月 日付けで承認申請のあった京都市吹付けアスベスト除去等助成事業について、審査をした結果、次のとおり決定をしたので、京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 4 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

変更の承認	変更申請を ☐ 承認します ☐ 承認しません
補助対象事業の種別	☐ 要綱第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく除去等
補助対象建築物名	
補助対象建築物の所在地	

【承認の内容】

	変更前の内容	変更後の内容
申請者の住所		
申請者の氏名		
事業費の額 (※消費税及び地方消費税を除く)	円	円
交付予定額	円	円
【その他特記事項】		

第7号様式（第14条関係）

京都市都建安第 号
年 月 日

様

京都市長 門川 大作

事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで届出のあった京都市吹付けアスベスト除去等助成事業について、審査をした結果、次のとおり決定をしたので、京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第6項の規定に基づき、次のとおり通知します。

届出の内容	☐ 中止 ☐ 廃止 の届出を ☐ 承認します ☐ 承認しません
補助対象事業の種別	☐ 要綱第2条第1項第4号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第2条第1項第5号の規定に基づく除去等
補助対象建築物名	
補助対象建築物の所在地	
申請者の住所	
申請者の氏名	
事業費の額 (※消費税及び地方消費税を除く)	円
交付予定額	円
【その他特記事項】	

第 8 号様式（第 1 5 条第 1 項関係）

含有調査完了実績報告書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。			
補助金交付決定日 （又は前回の変更事項等審査結果通知日）	年 月 日	補助金交付決定通知書番号 （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号）	京都市指令 都建安第 号
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			
事業費の額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円		
事業費精算額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円		
補助対象費用	円		
軽微な変更	変更前の補助対象費用	円	
	変更後の補助対象費用	円	
	変更理由	☐ 要綱第 1 4 条第 3 項（1）に該当 （理由： ） ☐ 要綱第 1 4 条第 3 項（2）に該当 （含有調査の結果、アスベストの含有がないと判明し、補助対象費用に減額変更が生じた場合）	
事業開始日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
分析調査を行った 分析機関	住所 会社名 代表者名 電話 — —		
備考			

含有調査事業完了実績報告書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し
☐	含有調査結果を示す書類の写し
☐	含有調査に係る契約書又は注文請書の写し
☐	含有調査に要した費用の明細書の写し
☐	含有調査に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
	その他市長が必要と認める書類 〔 〕

<記入要領>

※該当する□に、チェック☑を入れてください。

※報告者は、要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

※各項目は、補助金交付決定通知書又は変更事項等審査結果通知書と一致させてください。

第 9 号様式（第 1 5 条第 2 項関係）

除去等完了実績報告書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。			
補助金交付決定日 （又は前回の変更事項等審査結果通知日）	年 月 日	補助金交付決定通知書番号 （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号）	京都市指令 都建安第 号
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			
事業費の額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円		
事業費精算額 （※消費税及び地方消費税を除く）	円		
交付予定額	円		
軽微な変更の理由 （※軽微な変更が生じた場合）			
事業開始日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
除去等を行った 施工業者	住 所 会 社 名 代表者名 電 話 — —		
実施計画の策定等 を行った建築物石 綿含有建材調査者	氏 名 勤務先名称 勤務先住所 修了証明書番号 電話 — —		
備 考			

除去等完了実績報告書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	除去等に係る契約書の写し
☐	除去等に要した費用の明細書の写し
☐	除去等に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
☐	除去等の工程が確認できる工事中的写真及び工事完了後の写真
☐	除去等の工事後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
☐	実施計画書
☐	建築物石綿含有建材調査者登録書の写し
☐	その他市長が必要と認める書類 〔 〕

<記入要領>

※該当する□に、チェック☑を入れてください。

※報告者は、要綱第3条の規定による補助対象者としてください。

※各項目は、補助金交付決定通知書又は変更事項等審査結果通知書と一致させてください。

京都市指令都建安第 号
年 月 日

様

京都市長 門川 大作

補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の完了実績報告書について、審査した結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 19 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

補助対象事業の種別		☐ 要綱第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく除去等	
申請者の住所			
申請者の氏名			
補助対象建築物名			
補助対象建築物の所在地			
事業費の額 (※消費税及び地方消費税を除く)		円	
事業費精算額 (※消費税及び地方消費税を除く)		円	
補助対象費用		円	
軽微な変更	変更前の補助対象費用	円	
	変更後の補助対象費用	円	
	変更理由		
補助金確定額		円	
事業開始日		年 月 日	事業完了日 年 月 日
【その他特記事項】			

注：ここでの「要綱」とは、京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱をいう。

補助金請求書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者名）
	電話 — —

京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 7 条の規定に基づき、次のとおり請求します。			
補助金額確定日	年 月 日	補助金額確定 通知書番号	京都市指令都建安 第 号
補助対象事業の種別	☐ 要綱第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づく含有調査 ☐ 要綱第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく除去等		
補助金確定額	円		
補助金請求額	円		
備 考			

（振込口座）

区分	☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。 ☐ 登録済みの口座（1 口座のみ登録）→以下記入不要です。 ☐ 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。									
振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 本店 支店 出張所									
受 取 人	預金 種目	1 普通（総合）	口座 番号							
		2 当座								
		3 貯蓄								
		4 その他								
	口座名義 （フリガナ）									
	口座名義 （漢字等）									

※ 請求者の名義の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）を用いて記入してください。

補助金請求書記入要領

添付図書チェックリスト

チェック	添付図書
☐	補助金交付決定通知書の写し
☐	変更事項等審査結果通知書の写し（要綱第１４条第２項に規定する申請を行った場合に限る。）
☐	補助金額確定通知書の写し
☐	その他市長が必要と認める書類 〔 〕

<記入要領>

※該当する□に、チェック☑を入れてください。

※請求者は、要綱第３条の規定による補助対象者としてください。

※各項目は、補助金額確定通知書と一致させてください。

※補助金請求額は、補助金確定額と同額となります。